

I. 総務委員会

1. 協会活動の円滑化及び財務の健全化を図ると共に、ライドシェア問題に対し迅速に対応できるよう各委員会との連絡を密にし、必要に応じ委員長会議を開催する。

・協会の財務内容について、正確な収支決算・適正な予算配分が行われているか審議し、財務の健全化を図った。
・令和6年7月29日に委員長会議を開催し、ライドシェア・運転者不足等について意見交換を行い、課題について共有し、各委員会の業務分担についての確認を行った。

2. 行政機関等からの通達・通知された事項の把握と、会員への速やかな伝達に努める。

・行政機関及び関係組織からの通知や通達について、電子メールを活用し、迅速かつ効率的な配信を行った。

3. 輸送の安全確保のため、整備管理者研修会の開催等を通じ、更なる整備管理業務の充実を図る。

・令和6年11月22日に保土ヶ谷公会堂において研修会を開催し、196名が出席した。

4. 「ドライブレコーダーの記録データ提供に関する協定(平成26年3月、神奈川県警察本部と締結)」の充実を図るため、今後も県警本部、県防犯協会等関係機関との連携を密にし、タクシー等に係る事件・事故の防止に努める。

・神奈川県警察本部からの事件・事故に関する連絡・通達等を会員向けに電子メールで通知し、事件・事故の防止に努めた。

5. 平成30年8月に神奈川県知事から指定を受けた「災害対策基本法に規定する指定地方公共機関」としての責務を果たすため、令和2年2月に締結した協定書に基づき、県との連携を密にするとともに、会員への情報提供及び連絡体制等の確立を図る。

・神奈川県からの通達や資料等について、電子メールを活用し、各会員へ情報提供を行った。

6. 政府、自動車メーカー等が進めている自動運転に係る実証及び交通関連法規の整備等に関する情報の把握と、会員への速やかな伝達に努める。

・日産自動車(株)の主催した「自動運転サービス車両ご体感」に参加し、情報収集に努めた。

7. 表彰制度の活用を図るため、表彰適格者であるタクシー・ハイヤー事業の乗務員、従事者、功労者等の積極的な推薦を会員各社に促し、業界の質的向上に繋がる被表彰者が多く輩出されるよう努める。

・令和6年度は功労者2名(大臣表彰1・局長表彰1)、従事者8名(支局長表彰8)、運転者44名(大臣表彰2・局長表彰7・支局長表彰18・協会長表彰9・善行表彰8)が表彰を受賞した。

8. 定時総会・賀詞交歓会について、円滑に進行するための準備、運営を行うと共に、会員への積極的な参加を呼びかけ、参加率向上を図る。

- ・定時総会・賀詞交歓会への参加依頼を各支部担当委員より積極的に働きかけ、定時総会については174社中124社（71%）、賀詞交歓会については172社中130社（76%）の会員が参加した。
- ・定時総会について、スケジュールを一部見直し開催時間を短縮し、会の円滑な進行を図った。

II. 経営委員会

（基本方針）

昨年12月20日にデジタル行財政改革の中間とりまとめにおいて決定された一般ドライバー・自家用車を活用した日本型ライドシェア（NRS）については、新たに創設される制度通達に基づき、積極的な取組みを推進する。

また、「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づき、法の趣旨を踏まえた適正化・活性化に向けた積極的な対応を図る。さらに新たな運賃メニューの導入検討や、今後の自動運転、AIの先進運転技術等を踏まえた技術革新を見据えて、下記に挙げた需要拡大策、利用者利便向上策、乗務員質的向上策等をもって活性化の推進を図る。

記

1. 社会的問題として指摘されている「タクシーの供給不足」については、「供給輸送力確保対策特別委員会」と連携して、継続的なデータに基づいた需給状況（実車率に基づく全体状況、時間帯及び地域的空白等）を正確に把握、分析しつつ、引き続き業界一丸となってタクシードライバーの積極的な確保を最優先に進めて行く。また、タクシー車両の稼働率向上を図り、並行して新たに創設される制度通達に基づくタクシー事業者による自家用車活用事業（いわゆる日本型ライドシェア（NRS））を国が指定する地域等に対し、積極的に導入するとともに、今後弾力的に運用される自治体等が実施する交通空白地等の自家用有償旅客運送制度（道路運送法第78条第2号）の動向にも注視しながら、「供給輸送力確保対策特別委員会」が実施した乗り場調査結果等に基づいた乗り場での利用者待機列が多いと思われる時間帯等への車両の入構促進、タクシー乗務員の勤務シフトの見直し及び休憩時間の分散化など、実施可能な取組みから順次実施していく。こうした取組みにより供給力強化を強力に進め、社会的問題の供給不足の解消に努める。

尚、ライドシェア全面解禁に向けての動向については、情報収集することは勿論のこと、当業界の取組みを積極的に多方面に発信することで、その弊害、問題点について利用者の理解を求めていく。

- ・タクシーの供給不足問題については、令和6年2月に施行された神奈川県A地区の地理試験の廃止、神奈川タクシーセンターの新規講習枠の拡大、運賃改定等の効果もあり、運転者証の交付数は、コロナ禍の令和2年（2020年）3月末時点でA地区11,945人、B地区5,214人であったものが、令和7年（2025年）2月末では、A地区10,912人（91.4%）、B地区4,420人（84.8%）まで回復している。また、自家用車活用事業いわゆる日本版ライドシェアの状況は、令和7年3月2日時点では、京浜交通圏で運行中社数44社、登録ドライバー数505人、累計稼働車両数6,750両、累計実車運行回数33,812回、県央交通圏で運行中社数24社、登録ドライバー数26人、累計稼働車両数94両、累計実車運行回数302回、湘南交通圏で運行中社数4社、登録ドライバー数4人、累計稼働車両数20両、累計実車運行回数18回となっており、供給不足の解消に寄与しているところ。さらに勤

務シフトの見直し等の取り組みに加え、供給輸送力確保対策特別委員会との連携により、タクシー乗り場利用者の利便性の向上を図ることを目的に第 1 弾として鶴見駅東口タクシー乗り場にモニタリングシステムを導入し、タクシー乗り場の情報をリアルタイムで入構事業者の営業所、無線室、ドライバー等への配信を開始した。また、タクシーの日のイベント等を通じて利用者に対して業界の取り組みを発信した。

2. タクシーが公共交通機関として、利用者・地域ニーズに対応するため、以下のとおりタクシーの特性を活かした各種輸送サービスの提供について実態把握に努めるとともに、導入可能なものからサービス提供を検討・推進し、需要の拡大を図る。

- (1) 全タク連が作成した活性化施策である「タクシー業界において今後新たに取組 20 項目」等を中心に各地域において可能な取組みから積極的に推進していく。具体的には令和 2 年 11 月 30 日付け一部改正の「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度について」に規定された「一括定額運賃(定額タクシー運賃)」及び令和 3 年 10 月 29 日付けで公示された「相乗りタクシー」、また、令和 5 年 6 月 28 日付けで公示された「事前確定型変動運賃」の導入及びそれらに関連するソフトメーターについても引き続き検討していく。加えて、20 項目の一つでもある乗合タクシー等の導入については、行政機関・関係団体との地域公共交通会議等及び利用者との意見交換等の場を活用し、地域における個別輸送としてのタクシーの社会的責務を踏まえ、タクシーに対する要望及び地域の実態を把握した上で導入に向けた検討を積極的に行う。
- (2) 少子高齢化時代に対応し社会に貢献するためにも、子育て支援タクシー、妊婦支援タクシー、福祉タクシー等の拡充及び高齢運転者の免許返納について需要拡大を検討する。さらに、タクシーの地域公共交通としての機能については、関係自治体、社会福祉協議会及びNPO等の自家用有償運送者並びに利用者団体等と適切に連携していく。
- (3) 物価・燃料の高騰等によるタクシー業界に対する政府の支援施策について、実態の把握や情報収集に努めるとともに、会員事業者あて情報を発信していく。
- (4) 供給輸送力強化並びにインバウンド対応の観点からも、複数アプリについての情報を収集し導入の可能性についても引き続き検討する。

- ・関係自治体の交通政策部局、福祉部局及び社会福祉協議会、ケアプラザ等との会議、打合せ等を通じて、様々な運賃メニュー、乗合タクシーの導入について、制度の内容を説明するなど、積極的な周知活動を実施した。特に社会福祉協議会との会議を通じて複数の区社協では、会員事業者との連携した取り組みが定着している。
- ・国等が行う、ユニバーサルデザインタクシーの導入補助、人材確保・育成に係る補助、LPガス激変緩和事業などの支援措置等の情報について、会員事業者へ周知を図った。

3. 適正な需給の維持と経営の健全化を目的に、地域ごとの特性と実態に応じて、次の事項の検討等を行う。

- (1) 国土交通省は乗合バス事業における運賃料金上限認可の審査基準を一部改正し、運賃改定要否判断基準を緩和し、実績年度、翌年度の収支要件を廃止するとともに、将来の設備投資に係る審査方法の追加や、乗務員の賃金査定の見直しなどを行った。このため、今後のタクシー事業の運賃改定への影響もあることから、しっかりと注視していくとともに、全タク連での運賃勉強会の進捗状況の情報収集に努め、臨機に運賃改定に対応できる準備を整える。また、昨年度中に実施した運賃改定に基づく、「労働条件改善状況調査」に対しては、積極的に取り組んでいく。

- (2) 「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」について、神奈川県内すべての交通圏が準特定地域であることから、その適用にあたっては特に活性化に向けた取組みを会員事業者が真摯に行うとともに、その効果と課題の把握に努める。
- (3) MaaS（モビリティ・アズ・ア・サービス）については、全国様々な地域において実証実験が行われている現状を踏まえ、タクシー業界としても乗り遅れることがないように引き続き情報収集するとともに、積極的な調査・研究・参画に努める。
- (4) 「ラストワンマイル・モビリティ/自動車 DX・GX に関する検討会」で示された自動運転に関する取組みや、事業者内の運行管理業務の一元化、事業者間の遠隔点呼などの運行管理の DX 化については、タクシー事業の ICT 化と効率化の観点からも密接に関連する問題であることから、その動向について情報収集を図り注視していく。
- (5) 次世代タクシーの導入を促進するため、自治体等に対し導入に係る助成措置の要請を引き続き行う。

- ・令和 5 年 11 月 20 日実施の京浜地区、相模・鎌倉地区及び令和 6 年 3 月 11 日実施の小田原地区における運賃改定に伴う労働条件改善状況の調査については、両エリアともに年度内に公表したところであり、次の運賃改定に向けて準備が整った。
- ・業務後自動点呼については、運行管理者の負担軽減等を図るために令和 5 年 4 月以降、国土交通省告示に定める要件を満たした場合は、運輸支局に届出ることによって実施可能となっており、徐々にではあるが進捗している。また、業務前自動点呼についても令和 6 年 5 月に先行実施要領が、定められ令和 7 年 3 月末までの期間で先行トライアルが行われており、それら通達について周知を図ったところである。
- ・ユニバーサルデザインタクシーの導入に対し、昨年に引き続き神奈川県へ支援要望を実施した。

4. 「カーボンニュートラルへの取組みの推進」については、公共交通機関としての社会的責務であることから、積極的な取組みを神奈川県等関係自治体の施策と連携し推進していく。具体的には、国、県が掲げる CO2 排出量削減目標を踏まえ、当協会における削減目標を定めるなど計画的な取組みを推進する。

加えて GO が採択を受けた経産省グリーンイノベーション基金を活用した EV タクシープロジェクトについては、県内全域で複数の会員事業者が参加していることから、協会としては「カーボンニュートラルへの取り組み」の一事業と位置付けており、今後の参加事業者の募集に対し協会としても協力するとともに、事業の進捗状況、効果測定について、情報収集を図り、将来到来する EV タクシー、自動運転社会への可能性を探っていく。

また、燃料（LPG 等）価格の動向及びオートガススタンド廃止動向を踏まえ、EV タクシーをはじめとする次世代タクシー車両及び再生可能エネルギーを活用するためのインフラ整備などについて将来に向けた検討を進める。

- ・再生可能エネルギーを活用するためのインフラ整備等については、具体的な検討までは至らなかったが、グリーンイノベーション基金を活用した EV タクシープロジェクトにより、本年度までの導入台数及び今後の導入予定台数は 200 台弱となる見込みであり、EV タクシーが増加し CO2 排出量が削減されている。

5. 利用者利便向上のため、20 項目の一つでもあるユニバーサルデザイン(UD)タクシーの導入状況を把握し、更なる導入拡大を図る。また、昨年度から（一財）神奈川タクシーセンターにおいて、実施している「ユニバーサルドライバー研修」の新規講習化について、引き続き積極的に協力するとともに、乗務員全般の質的向上を図るため、当協会におけるユニバーサルドライバー研修のあり方についても検討する。

・ユニバーサルデザインタクシーの導入状況については、令和 6 年 3 月末時点で県内タクシー車両総数の 20%を超えたところである。バリアフリー法の基本方針において、2025 年度末までに UD タクシーを含む福祉車両を全国で約 9 万台、特に UD タクシーについては、各都道府県において、タクシー車両総数の約 25%と定められていることから、引き続き導入の拡大を目指す。

6. 2027 年に横浜市で開催される国際園芸博覧会などの世界的なイベントや、訪日外国人旅行者・国内旅行者に向けて、乗務員の質的向上を図るため、かながわ観光タクシードライバーの充実を図る。

・かながわ観光タクシードライバー認定制度は、3 年毎の更新手続きの煩雑化や、ドライバーの事業者間移動の際に認定ドライバーであることが分かり辛く更新を失効していた等を踏まえ、令和 6 年度より更新手続き及び認定証の有効期間を廃止するとともに、事業者による定期的な社内教育を義務付けた。
・また、コロナ禍からの回復によりインバウンド及び国内旅行者が増加したことによる会員事業者の観光対応への意識の向上とともに、更新制度を廃止したことなどによる手続きの煩雑化等の解消により、今年度の新規認定ドライバー数は、昨年の 27 名を大きく上回る 48 名と増加した。

Ⅲ. 広報委員会

1. 自家用車活用事業（いわゆる「日本型ライドシェア」）に対する取組みについては、タクシーサービスや交通安全運動などと同様に関係委員会が実施する事業と連携して広報活動を展開する。

・日本版ライドシェアが 4 月 12 日から順次運行開始となるため、4 月 11 日 14 時にプレスリリースを行った。
・8 月のタクシーの日のイベントに「うちわ」を作成して、日本版ライドシェアを PR した。
・交通指導事故防止委員会と連携して会員各位に事故防止を周知し PR を行った。
・タクシーの魅力を伝える「神奈川のタクシー」リーフレットを作成し労務委員会と連携して人材確保セミナー等で配布をした。

2. 求人ポータルサイト「タクシーワークかながわ」の活用や運転者職場環境良好度認証制度（略称：働きやすい職場環境認証制度）を活用して、タクシー業界のイメージアップ等を図り人材確保のための広報活動を展開する。

なお、昨年度の「タクシーワークかながわ」を通じて採用されたドライバー等は 110 名、参画事業者は 64 社となっており、本年度は 110 名以上の採用に加え、70 社以上の参画を目指す。

・「タクシーワークかながわ」を通じて 103 名の応募があった。
・「タクシーワークかながわ」と「働きやすい職場認証制度」について、参画を呼び掛けた。

3. 昨年4月にリニューアルした協会ホームページの運用について、会員事業者をはじめ、閲覧者に対して最新情報が提供できるよう、随時のアップデートに努めるとともに、SNSを活用して協会の取り組み等を広く情報発信していく。

- ・運賃改定実施による労働条件の改善状況を協会ホームページに掲載等、随時アップデートを行った。
- ・協会SNSを活用しイベント告知や協会事業等の情報発信を行った。

4. 国が主催する高齢者及び障がい者等の公共交通機関利用に対する「心のバリアフリー」を推進すべく、小学生等を対象とした総合学習「交通バリアフリー教室」に積極的に参画・協力するとともにユニバーサルデザインタクシーや福祉タクシーの認知度の向上を図る。

- ・神奈川運輸支局主催の小学生を対象とした「交通バリアフリー教室」は令和6年度、全10回開催し地域の会員事業者にも車両提供の協力をいただき、ユニバーサルデザイン等を活用した「心のバリアフリー」についての学習を積極的に協力するとともに、ユニバーサルデザインタクシー車両等の認知向上に努めた。

5. 今年度における「タクシーの日」行事については、業界の現状を踏まえ、公共交通機関としての役割等について、適切に発信できるような企画を検討した上で開催する。

- ・令和6年度の「8月5日はタクシーの日」は、8月3日（土）に横浜の新都市プラザに於いて開催した。こども運転免許証、バルーンアート等を実施し多くの方にご参加いただきました。また、パネル展示により、タクシーの魅力や人材確保等、タクシーが身近な乗り物であることをPRした。

6. 「社会貢献事業」について、今年度においても「社会貢献事業負担金」を徴収し、団体等への寄付を通じて、社会貢献に資するための広報活動を展開する。

- ・令和6年度については、例年通り「神奈川県立こども医療センター」に寄付をするとともに、川崎支部に依頼して川崎市社会福祉協議会と川崎市・幸区・高津区の社会福祉協議会にそれぞれ寄付を実施し、社会貢献活動を展開した。

IV. 労務委員会

1. 基本方針

令和6年度労務対策指針に基づき事業を推進する。

2. ライドシェア解禁問題について

いわゆるライドシェアについては、これまで運行管理や車両整備等について、責任を負う主体を置かないままに自家用車のドライバーのみが運送責任を負う形態を前提としており、安全確保や利用者保護の観点から問題があり認められないとされてきたところ、昨年12月20日に政府のデジタル行財政改革会議において、中間とりまとめが公表された。その中で人口減少等に伴う交通需要の減少とコロナ禍が相まって、タクシードライバー不足が深刻化するとともに、急増するインバウンド観光や季節、時間帯等で変動する移動需要に的確に対応するサービス提供の仕組みも不足していることが指摘され、それらに対するための施策として、道路運送法第78条第3号による新たな制度自家用車活用事業（いわゆる日本型ライドシェア）が示された。自家用車活用事業については、タクシー事業者が運送主体となり、地域の自家用車・一般ドライバーを活用し、タクシーの配車アプリデータに基づき、タクシーが不足する地域・時期・時間帯を特定し、タクシー事業者が管理するライドシェアで補うというサービスを令和6年4月から開始するとされたところである。このため、タクシー事業者は、運行管理や車両整備管理、ドライバー教育、運送責任等、安全確保や事故時の補償に関する措置が必要となる。また、雇用関係については、パート

タイムの有期雇用契約や就業規則、労働条件通知書など労働関係法令を適切に運用していく必要がある。

労務委員会としては、労務関係問題を中心に必要に応じて労働行政機関と連携しながら、問題点等について会員事業者への周知に努める。

- ・国土交通省より、タクシーが不足する地域、時期、時間帯において、地域の自家用車や一般ドライバーを活用して行う有償運送（自家用車活用事業）に係る道路運送法第78条第3号の規定の許可に関する取扱いが示されたことから、当協会が令和6年3月に作成したガイドラインに基づき、ドライバー採用に関する就業規則、採用に関する必要関係書類等、会員事業者からの照会に対し内容を検討して説明回答に努めた。

3. 労働関係法令等の履行確保

会員事業者とそこに働く労働者が相互関係になるよう労働環境の整備を一層促進していく。

(1) 働き方改革関連法について

平成31年(2019年)4月1日から次のとおり順次施行され、関係法令の遵守について周知を図ってきたところである。今後においても事業者を支援すべく、事業者が的確に対処していくための関係情報の提供に努め、法改正等にあたってはその都度、周知を図っていく。

1) 平成31年4月1日施行

時間外労働の上限規制

- ・大企業

年次有給休暇の取得義務化

- ・全ての企業

2) 令和2年4月1日施行

時間外労働の上限規制

- ・中小企業

3) 令和5年4月1日施行

月60時間超残業に対する割増賃金率の引き上げ

- ・中小企業(大企業は平成22年4月1日施行)

4) 令和6年4月1日施行(令和6年3月31日まで猶予)

時間外労働の上限規制

- ・自動車運転業務(タクシー他)・建設業・医師

(2) 神奈川県最低賃金については、近年、地域の賃金情勢や事業における賃金の支払能力を考慮せずに大幅な引き上げが続いている。続き、タクシー業界においては、燃料価格の高騰や物価の上昇などにより、業績の改善が必ずしも伴っていない中、負担感のみが高まる状況下にも拘わらず、41円という大幅な引き上げが実施されたものである。当協会としては、合理性に欠ける引き上げに対しては、異議申し出をもって明確な反対の立場を表明するが、改定決定された場合はその周知、履行確保に努める。

(3) 令和2年5月に年金制度改正法が成立し、被用者保険(厚生年金保険・健康保険)加入条件の適用拡大が図られ、令和4年10月より短時間労働者に対する被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件について、現行501人以上から101人以上へ、令和6年10月より101人以上から51人以上へと段階的に引き下がる。また、被保険者の適用対象要件については、賃金要件が月額8.8万円以上、労働時間要件が週労働時間20時間以上、勤務期間がフルタイムの被保険者と同様2カ月以上に変更されていることから、引き続き適用拡大の周知に努める。

(4) 障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じて社会に参加できる「共生社会」の実現の理念の下、すべての事業主に法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があり、政府が定める法定雇用率は、令和6年4月1日より2.5%(対象事業主の範囲40人以上)に引き上げられた。今後も法定雇用率は段階的に引き上げられることから障害者の雇用促進に向けた周知に努める。

(5) 令和6年4月1日、「労働基準法施行規則」、「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」の改正により、労働条件の明示事項等が変更された。①就業場所と業務の変更範囲、②有期契約労働者を対象とする更新上限の明示及び更新上限を新設・短縮する場合の説明、③有期契約労働者に対する無期転換申込機会及び無期転換後の労働条件等の明示事項が追加され、また、同日、「職業安定法施行規則」の改正により、労働者の募集や職業紹介事業者への求人の申込みの際、求職者に対して求人企業等が明示しなければならない労働条件に①従事すべき業務の変更範囲、②就業場所の変更範囲、③有期労働契約を更新する場合の基準等が追加された。

以上の労働条件明示の追加事項の漏れのないよう周知に努める。

・ここ数年にわたり厚生労働省における労働関連法の改正がなされており、労働行政機関等より各種法改正等の通達、事務連絡による通知文を受理後、会員事業者あて送付し周知を図った。

また、令和6年10月、神奈川最低賃金額が50円引き上げられ、1,162円となった。当協会では神奈川労働局長に対し、神奈川地方最低賃金審議会の答申前に、合理性のない引き上げに反対する意見書を提出するとともに、最低賃金改正決定前の異議申し出を行ったが、前述のとおり決定がなされた。最低賃金は法的拘束力を持つものであるため、定例役員会において改正額を報告するとともに、会員事業者にも周知を図った。

4. 労務関係情報の収集等を踏まえた会員事業者等への周知

労働関係法令等に的確に対処するため、労働行政機関との合同勉強会を開催する。

行政機関発行の労働関係法令の改正に係るパンフレット及びリーフレット等、関係資料を収集したものを会員事業者へ提供する。これら以外にも必要に応じて協会ホームページ専用コーナーを活用するなど、情報チャンネルの拡大に努める。加えて各労務委員は委員会 で収集した情報等を各支部会員に対し、迅速かつ的確に伝達するよう努める。

・令和6年11月、神奈川労働局労働基準部監督課の担当官と労務委員会による合同勉強会を開催した。勉強会では、令和5年における自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導結果、労働時間改善告示の改正、労働条件明示の制度改正等、さらに厚生労働省委託団体の神奈川働き方改革推進支援センター講師によるタクシー事業に係る各種助成金の申請方法等について講義を受けた。

5. 労働力確保の取組

令和2年8月に国土交通省が創設した「働きやすい職場認証制度」は、今年で4年目に入り、さらなる職場環境改善を推進し、求職者のタクシー運転者への就職促進を目的に引き続き同制度の周知を行っていく。

また、昨年度に県内ハローワークとの連携で実施した人材(乗務員)確保セミナーと求職者面接会等を継続的に実施していく。

さらに、神奈川労働局職業安定部の人材確保対策推進事業(協議会)と連携し、その情報収集内容等について会員事業者への周知に努める。

・国土交通省が所掌する人材確保の促進事業(働きやすい職場認証制度)の新規取得及び認証事業者に対する更新並びに上位認証取得の促進に係る周知を図った。また、令和6年3月29日閣議決定された特定技能制度(1号特定技能外国人)に自動車運送業分野が追加され、働きやすい職場認証制度の認証取得が条件とされたことについても周知を図った。

- ・神奈川労働局職業安定部が主体の「神奈川人材確保対策推進協議会」に令和 6 年度より参画し、人材確保に係るネットワークを構築するとともに、必要な情報を共有した。また、県内 8 か所のハローワークと連携して、担当会員事業者の講師による人材（乗務員）確保セミナー、相談面接会等を実施し、結果として若干名ではあるが乗務員の採用に至った。

6. 研修会等の開催

経営委員会との合同研修会を開催し、経営者・管理者研修を行う。

- 令和 7 年 2 月に開催した労務経営研修会には 116 名の経営者、管理者が参加した。研修会の講師及び演題については以下のとおり。
- ・埼玉精神神経センター脳神経内科鍼治療室、非常勤鍼灸師による「健康起因防止と体調管理～就業中にできるセルフケア～」
- ・全国ハイヤー・タクシー連合会常務理事による「タクシー事業の現状について」
- ・全国健康保険協会神奈川支部企画総務部保健グループ長による「協会けんぽ神奈川支部による健康づくりサポート～かながわ健康企業宣言～」のご紹介

7. 健全な労使関係の維持、発展

全神奈川ハイタク労働組合連絡会議との連絡協議会を定期的に開催し、労使間で各種の課題を共有する中で、相互に信頼を深め、より良い労使関係の維持、発展を目指す。

- ・協会側委員及び労組側委員並びに協会側オブザーバーが出席し、神奈川地方ハイヤー・タクシー労務改善協議会を 2 回（7 月・12 月）開催した。
- ・労組側からの要請事項である乗務員の労働環境改善に向けた諸問題について協議を行った。

8. 乗務員等の健康確保対策

自動車の運転に支障を及ぼすおそれがある脳・心疾患、睡眠障害等の予防に資する情報を収集し、会員事業者に対し情報提供するとともに、運転者の健康管理及び事故防止を支援するために厚生労働省が所管する神奈川産業保健総合支援センターによる健康相談、保健指導等の活用を促す。

- ・令和 6 年 10 月 25 日付け、神奈川労働局長による「長時間労働削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組に関する要請書」に基づき、長時間労働の削減を始めとする働き方の見直しに向けた取組推進にかかる広報文書及び 11 月の「過労死等啓発月間」、「過重労働解消キャンペーン」のリーフレットを会員事業者に配付することで周知を図った。

また、神奈川産業保健総合支援センターの活用については、支部開催による労務研修会において、労働基準監督署の要請に基づく講師・神奈川産業保健総合支援センターの保健師による「乗務員の健康管理等について」の講演が実施された。

V. 交通指導事故防止委員会

交通事故の削減と街頭営業等の健全化を目指し、以下の事項に取り組む。

1. 交差点出会い頭事故防止及び超高齢化社会における事故防止の徹底に努めるとともに、路上寝込み者等の轢過事故の防止に関する協定（平成 26 年 12 月、神奈川県警察と締結）に基づき、引き続き神奈川県警察と連携を図り、路上寝込み者等の轢過事故未然防止のためのハイビームの励行による事故防止の徹底を図る。

- ・「春、秋の全国交通安全運動」「夏の交通事故防止運動及びタクシーサービス向上運動」及び「年末年始における自動車輸送安全総点検・タクシーサービス向上運動」において、会員あてに周知した。ハイビーム励行の事故防止ステッカーの貼付依頼を行った。

2. 発生した交通事故の特徴・傾向等実態を把握し交通事故防止対策に活用するよう会員各社に適時適切に情報提供等を行うとともに、適性診断、適齢診断、ドライブレコーダー及び、デジタルタコグラフ、ICT（情報通信技術）を活用した高度な運行管理、指導教育の徹底を図り、実効ある交通事故防止を推進する。

- ・関東運輸局や神奈川県警本部提供の資料等を会報、メールの送付等により情報提供を行った。
- ・適性・適齢診断等を推進するとともに指導員研修会においては、ドライブレコーダーの映像を使用した講習を行うなど、実効性のある事故防止に努めた。
- ・協会会員専用ホームページに事故防止の資料や動画等を掲載した。

3. 重大事故に直結する過労運転及び睡眠不足による運転、健康に起因する事故の防止、飲酒運転・覚醒剤・危険ドラッグ等薬物使用による運転の防止について、コンプライアンス(法令遵守)の徹底を図る。特に高齢運転者に対しては、事故防止の徹底に努める。

- ・「春、秋の全国交通安全運動」「夏の交通事故防止運動及びタクシーサービス向上運動」及び「年末年始における自動車輸送安全総点検・タクシーサービス向上運動」を活用し健康起因の事故防止、飲酒運転の根絶、薬物使用による運転の根絶及び高齢運転者に対する事故防止の徹底に努めた。

4. タクシー乗り場での客待ち停車等による道路交通への支障及び地域住民への迷惑行為の防止、乗り場での喫煙を防止するため、各地区の交通指導員や神奈川タクシーセンター等と連携を図り街頭指導の充実強化に努める。

- ・令和6年7月23日と令和6年12月19日に実施した関東運輸局神奈川運輸支局との街頭査察や春、秋の全国交通安全運動と夏と年末年始のタクシーサービス向上運動を活用し、乗り場等における迷惑行為等について各地区の交通指導員、神奈川タクシーセンターと連携し、街頭指導の強化を図った。

5. 車イス及び補助犬等に対する乗車については周知して参りましたが、問題が発生した際には、改めて会員事業者に対し適切な対応を周知する。

- ・「春、秋の全国交通安全運動」「夏の交通事故防止運動及びタクシーサービス向上運動」及び「年末年始における自動車輸送安全総点検・タクシーサービス向上運動」において、会員あてに車イス及び補助犬等の適切な対応について周知した。

6. 当委員会が「事業用自動車事故防止コンクール」、「社内無事故コンクール」及び「無事故・無違反コンクール(セーフティ・チャレンジ・かながわ)」等の主催、共催、協賛等を行う。また、交通指導員研修会の開催にあたっては、研修内容を充実することにより交通指導員の更なる資質向上を図る。加えて、関東運輸局主催の「関東地域事業用自動車安全対策会議」に参画し交通安全の意識の高揚を図る。

- ・「事業用自動車事故防止コンクール」は全事業者が参加、114事業者が受賞した。
- ・「社内無事故コンクール」は、申請のあった82名の無事故乗務員が優良章を受賞した。
- ・神奈川県が行っている「無事故・無違反コンクール(セーフティ・チャレンジ・かながわ)」に参画した。
- ・令和6年11月19日に横浜関内ホールにおいて、関東運輸局神奈川運輸支局、及び神奈川県警察本部交通部交通捜査課、損保関係会社から講師をお招きして交通指導員研修会を開催し160名が参加した。
- ・関東運輸局主催の関東地域事業用自動車安全対策会議に参画し交通事故削減目標の策定等について積極的に協力した。

7. 「春・秋の全国交通安全運動」、「夏の交通事故防止運動とタクシーサービス向上運動」及び「年末年始自動車輸送安全総点検とタクシーサービス向上運動」の実施にあたっては、行政機関・関係団体と連携を図り実効ある運動を推進する。

・全事業者参加、関連通達の通知、たて看板、ポスターの掲示等により、交通安全運動を推進し行政機関・関係団体と連携を図った。

8. 国土交通省の「事業用自動車総合安全プラン 2025」に対応し、交通事故死者数の削減（2025 年までに 225 人以下(全体目標)）、人身事故件数の削減（2025 年 16,500 件(全体目標)）及び、飲酒運転・ながら運転・あおり運転の根絶に向けて安全対策を推進する。

＊「関東地域事業用自動車安全対策会議削減目標」交通事故死者数の削減（2025 年までに 55 人以下(全体目標)）、人身事故件数の削減（2025 年 6,340 件(全体目標)）

・「事業用自動車総合安全プラン 2025」に対応した削除目標等及び飲酒運転・ながら運転・あおり運転の根絶について会員各位に周知するとともに「春、秋の全国交通安全運動」「夏の交通事故防止運動及びタクシーサービス向上運動」及び「年末年始における自動車輸送安全総点検・タクシーサービス向上運動」を活用した安全対策を推進した。

9. 運輸安全マネジメント制度を徹底するため、繰り返し事業者には輸送の安全が最優先であるという意識を浸透させ、経営トップから現場まで組織が一体となった輸送の安全確保推進に努める。

・安全意識の醸成を目的に運輸安全マネジメントセミナー等への積極的な参加を呼び掛けた。

10. 自家用車活用事業（日本型ライドシェア）の実施にあたっては、許可基準に沿った運行管理等を行い事故防止の徹底に努める。

・日本版ライドシェアの実施にあたり、当協会が令和 6 年 3 月に作成したガイドラインに基づき運行管理等を徹底し、事故防止に努めるよう会員あて周知した。